

## ○亀山市総合環境研究センター設置要綱

平成17年1月11日

改正 平成18年3月31日

平成25年3月29日

平成27年3月10日

亀山市は、緑豊かな自然や城下町及び宿場町として、古くから交通の要衝として栄えてきました。

しかし、現代の社会のしくみは、便利さや快適さを追求する中で、生活様式を大きく変化させ、自然に多大な負荷を与えつづけています。

野生の生態系の崩壊、絶滅危惧種の増加、また、二酸化炭素、フロン等の温室ガスが過剰に排出されたことによる地球温暖化等の諸問題が深刻化する中、地球規模での問題だけでなく、地域の課題として、我々は早急に取り組まなければなりません。

「環境基本法」及び「循環型社会形成推進基本法」における地方公共団体の責務として、「地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する」ことが位置付けられています。

また、これからの時代の流れとして、自治体、市民、大学及び企業の官学産民が協力していくことが必要です。この流れの一環として、本市と三重大学は、いち早く「亀山市と三重大学の相互友好協力協定」を締結しており、環境問題における諸問題への対応、将来ビジョンの計画の策定と実施、まちづくりに関して共同研究することを確認しています。

このような背景を受け、本市は、行政、市民、学識経験者、企業などの各主体の連携・協働のもと、本市の自然的社会的特性に応じた施策を策定し、実施するために、また、環境諸問題に取り組んでいくために、時代を先取る有効な環境政策を研究、立案することを目的として、ここに「亀山市総合環境研究センター」を設置します。

(設置)

第1条 市は、本市の自然的社会的特性に応じた施策を策定し、実施するため、また、時代を先取る有効な環境政策を立案し、自治体と市民、学識経験者及び企業との連携により、地域に根ざしたニーズに取り組む拠点として、亀山市総合環境研究センター(以下「センター」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 センターの所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 環境施策の企画及び研究に関すること。
- (2) 環境施策の啓発、情報発信及び人材バンクに関すること。
- (3) 環境施策に伴なう事業者との連携に関すること。
- (4) 環境教育に関すること。

(5) 地域連携活動及び国際連携活動に関すること。

(6) その他前各号に関連する環境分野以外に関すること。

(組織)

第3条 センターは、センター長、副センター長、研究員10人以内及び委員5人以内で組織する。

2 センター長は、センターを代表し、センターの業務を総理する。

3 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 研究員は、大学の教官等であって、センターに関連する分野において必要な高度の専門知識を有するもの、又はセンターの調査研究の推進のために特に必要と認められるもののうちから、センター長の推薦に基づき任命する。

5 委員は、次に掲げるもののうちから任命する。

(1) 市内に所在する事業所の代表者

(2) 環境に関する活動を実施する団体の代表者

(3) 市職員

(4) その他市長が必要と認めるもの

6 センター長、副センター長、研究員及び委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 センター長、副センター長、研究員及び委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(意見の聴取等)

第5条 センター長は、必要があると認めるときは、副センター長、研究員及び委員以外のものを会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(予算及び事業計画)

第6条 センターの予算は、市負担金その他の収入をもって充てる。

2 センター長は、毎年度予算に見合った事業計画を立てなければならない。

3 予算及び事業計画（以下「予算等」という。）は、センター長、副センター長、研究員及び委員の3分の2以上が出席する会議（以下「会議」という。）において、出席者の過半数の賛成により成立する。

4 前項の会議において、あらかじめセンター長に委任状を提出した者は、会議に出席者したものとみなし、予算等の賛否については書面により行うことができる。

(決算及び事業実施報告)

第7条 センター長は、毎年度終了後速やかに決算及び事業実施報告（以下「決算等」という。）を会議において、出席者の過半数の賛成により承認を受けなければならない。

- 2 決算等は、会議の前に委員のうちから市長が指名する者2名による監査を受けなければならない。
- 3 第1項の承認については、前条第4項の規定を準用する。

第8条 センターの庶務は、環境保全室において処理する。

(平18.3.31・平25.3.29・一部改正)

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年1月11日から施行する。

附 則(平成18年3月31日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月10日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

第7条の規定については、平成26年度の決算等から適用する。